

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒、また、通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国につながるのある子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加傾向にあります。

加えて、近年では本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、このような背景を持つ子どもは教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校には、子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや、福祉との連携が求められており、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行っていきます。

○ 現状と課題 ○

市立特別支援学校においては、在籍児童生徒数が平成 19（2007）年度以降増加傾向にあり【図表6】、施設の狭あい化や障害の重複化、多様化への対応等が課題となってきました。これまで、市立特別支援学校の再編整備や分教室の設置、医療的ケア*拠点校の整備などに取り組んできましたが、今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うため、良好な教育環境の確保や医療的ケア支援のさらなる充実、居住地校交流*の促進などの取組を進める必要があります。

また、川崎高等学校附属中学校を除くすべての小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加が続いており、その障害も重度・重複化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、適切な教員配置、教育環境の整備等が課題となっています。

通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が多数在籍しており、通級による指導が必要な児童生徒は増加傾向にあります。また、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、適切な支援が求められています。

不登校児童生徒については、「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等さまざまな要因から小・中学校ともに増加傾向にあります【図表7】。不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要があること、また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立の困難さ等のリスクが存在することに留意する必要があることから、これまで以上に、丁

寧かつさまざまな支援を行っていくことが求められています。家庭やフリースクール*等との連携を一層進めるとともに、GIGA スクール構想の取組等を踏まえ、ICT を活用した学習支援の拡充を行うなど、多様で適切な教育機会を確保していくことが重要となります。

いじめに関しては、パソコンやスマートフォンの普及など子どもを取り巻く環境の変化により、その態様もさまざまになっており、見えにくくなっています。

いじめの認知件数は、近年、中学校においてはほぼ横ばいで推移する一方、小学校においては増加傾向を示しています【図表8】。本市では、「かわさき共生*共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止等を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針*」に基づき各学校が方針を定め、支援教育コーディネーターなど、教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめの早期発見、初期対応を図っています。また、スクールカウンセラー*や学校巡回カウンセラー*による相談活動や、スクールソーシャルワーカー*を通じた専門機関との連携なども通じて、学校全体で支援する校内体制を確立することがより一層重要となっています。

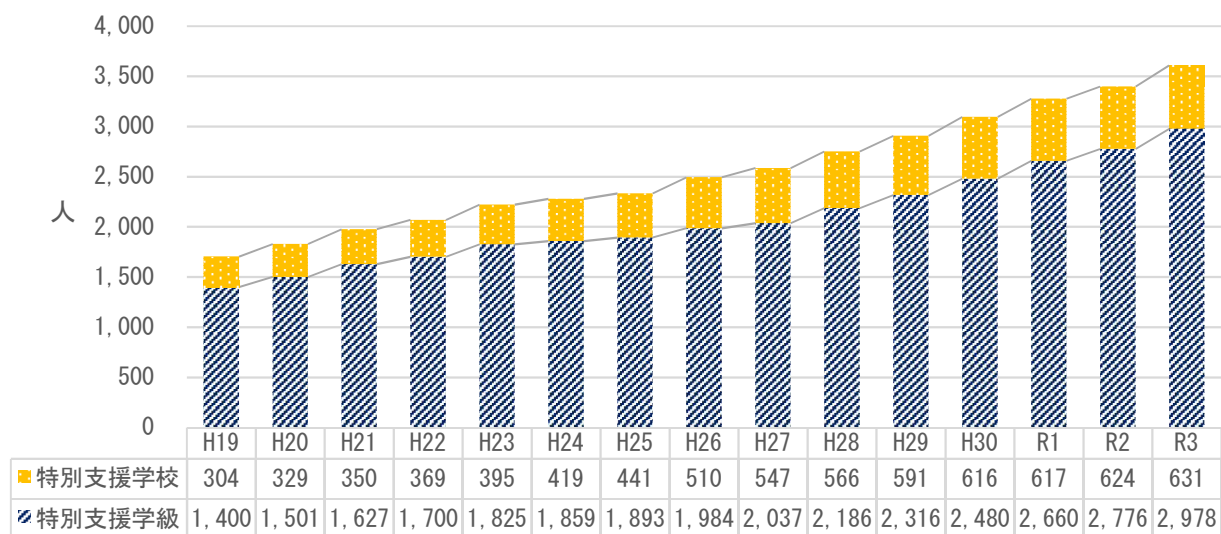
経済的に厳しい状況にある世帯では、経済的な理由による進学断念・中退が起こる可能性が高く、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるを得ない状況について懸念されます。学習意欲のあるすべての子どもが、経済的な理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、課題が多様化・複雑化する中で、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を総合的に推進していくことが必要です。



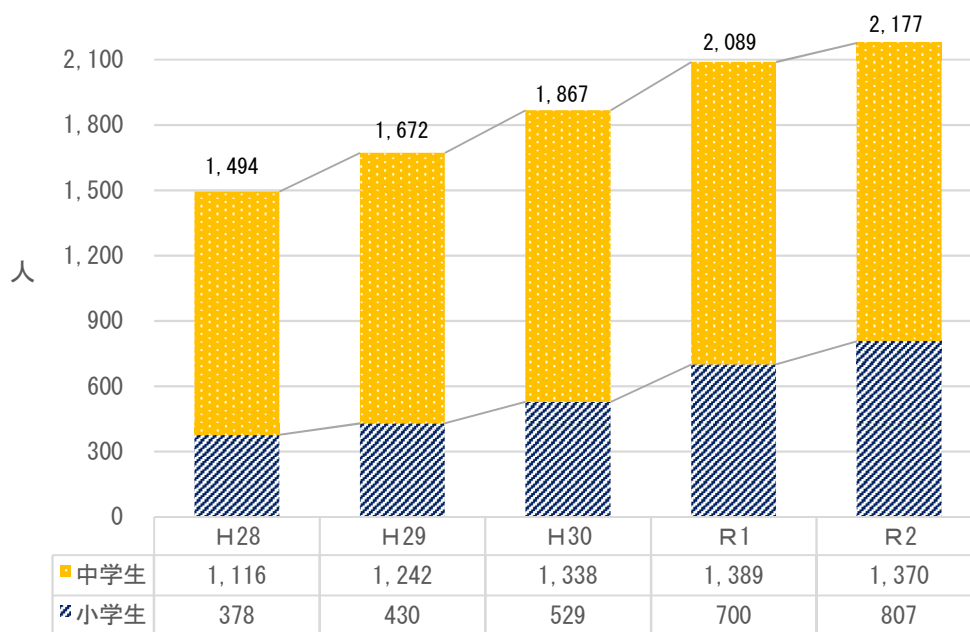
国際教室*での日本語指導の様子

図表6 市立特別支援学校・特別支援学級在籍者の児童生徒数の推移



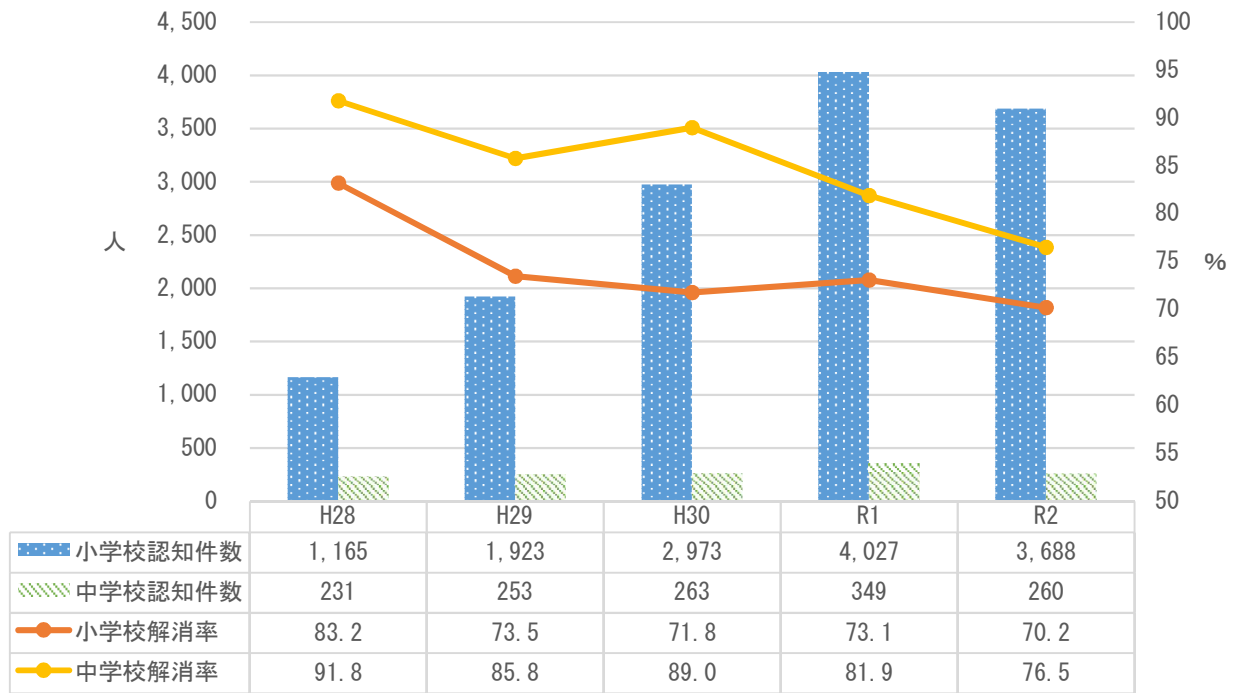
資料：川崎市教育委員会調べ

図表7 不登校児童生徒数の推移



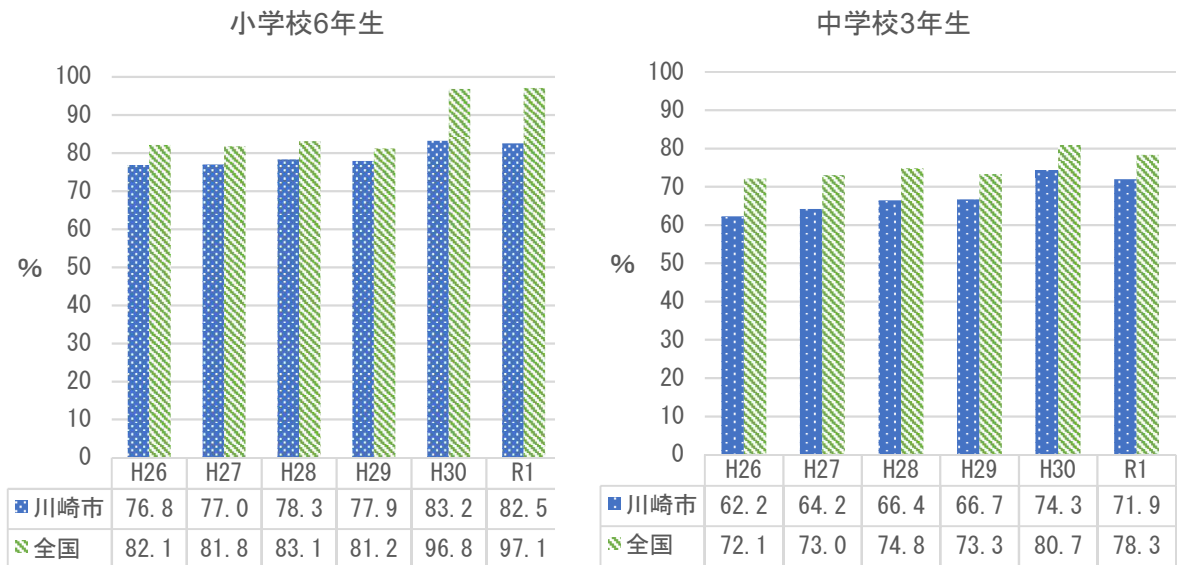
資料：川崎市教育委員会調べ

図表8 いじめの認知件数及び解消率



資料：川崎市教育委員会調べ

図表9 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
支援の必要な児童の課題改善率(小学校)	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.9% (R2)	95.0% 以上	97.0% 以上
支援の必要な生徒の課題改善率(中学校) 【第3期から設定】	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある生徒数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	74.5% (R2)	-	80.0% 以上
支援の必要な児童に対する支援の未実施率(小学校)	支援が実施できなかった(12月時点)児童数÷支援の必要な児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	0% (R2)	0%	0%
個別の指導計画*の作成率(小・中・高等学校)	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した児童生徒の割合 ※学校の割合から児童生徒の割合に見直し 【出典：川崎市教育委員会調べ】	- % (R3) ※調査実施予定	100%	100%
就労した生徒の1年後の就労定着率(特別支援学校) 【第3期から設定】	市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の定着率 【出典：川崎市教育委員会調べ】	93.9% (R1)	-	100%
いじめの解消率	いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 70.2% 中学校 76.5% (R2)	小学校 85.0% 中学校 92.0% 以上	小学校 85.5% 中学校 92.0% 以上
1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) 【第3期から設定】	暴力行為発生件数÷全生徒数×1,000 【出典：川崎市教育委員会調べ】	5.05件 (R2)	-	6.7件以下 ※コロナ禍以前の最小値 (H29、H30)
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 1.09% 中学校 4.61% (R2)	小学校 0.30% 中学校 3.34% 以下	- ※

※不登校については、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元(2019)年10月)が発出され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要がある。という考え方が示されたため、不登校児童生徒の出現率については、第3期実施計画から目標値を定めないこととしています。

施策 1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム*」の構築に取り組み、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。今後もすべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

- ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画*」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ・小学校の通級指導教室*において、保護者の送迎負担や交通アクセス等の課題解消に向けて、巡回による指導を段階的に導入します。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。
- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して、外部人材を活用した介助支援人材を配置し、安定的な学級運営を図ります。
- ・特別支援学校卒業後の生徒それぞれの社会的自立に向けて、職業教育等を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。
- ・市域内の特別支援学校の狭あい化解消に向け、特別支援学校の設置義務者*である神奈川県と連携しながら、良好な教育環境の確保に向けた取組を進めます。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、さまざまな人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、特別支援学校の居住地校交流など児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習を推進します。
- ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生*共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- ・各学校において支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、さまざまな教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。

- ・ヤングケアラーや子どもの貧困など、児童生徒を取り巻く環境は年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所の子育て支援・福祉関係部署等と連携した子ども支援を進めます。
- ・ICTを活用した学習支援、ゆうゆう広場*での体験活動、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級*での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT等を活用した学習支援や不登校特例校*について調査・研究を進めます。
- ・外国につながるのある児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進します。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助*を実施します。また、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。



【支援教育コーディネーターとは】

本市では、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、小学校では児童指導や教育相談の機能を併せ持った児童支援活動の中核となる「児童支援コーディネーター」、中学校では教育相談の機能を併せ持ち、生徒指導担当と協働しながら、校内支援体制の中核を担う「支援教育コーディネーター」など、校種や機能の違いにより異なる名称を使用していましたが、本プランから「支援教育コーディネーター」という名称に統一しました。

今後は、多様化する教育的ニーズに適切に対応するため、これまで以上に小学校と中学校の「支援教育コーディネーター」の連携を強化していくことが求められます。名称を統一し、その役割を改めて各学校に周知・徹底するとともに、小・中学校のコーディネーターが密接に連携し、切れ目のない支援ができるよう取組を進めます。



【ヤングケアラーとは】

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーに対しては、さまざまな分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、福祉・介護・医療・教育分野のさらなる連携が重要となります。

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。		●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援					
		●特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援	継続実施				事業推進
		●小・中学校通級指導教室の充実					
		○通級指導教室の設置校における指導					
		小学校言語・情緒関連：各区	小・中学校通級指導教室における指導				
		中学校情緒関連：市内3か所					
		○通級指導体制の充実					
		・通級指導体制の充実にに向けた巡回方式の試行実施	・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実				
			・知能・発達の検査体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進			
		●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進	継続実施				
		・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ					
		●特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上					
		必修研修：19回 希望研修：10回	・特別支援教育研修の実施				
		●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援	継続実施				
		・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣					
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施	継続実施					
	・長期入院・入所児童生徒への指導者配置						
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーター*の配置						
	R2配置回数：21,092回	・特別支援教育サポーターの配置					
	●小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置						
	配置校数：10校	・学校の実情に応じた継続配置					
	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施	継続実施					
	・福祉と連携した教育支援の充実						
	●社会的自立に向けた就労支援の実施						
	・高等部における就労に向けた職業教育の実施	・関係機関との連携による支援の充実					
	●特別支援学校の計画的な施設整備						
	○中央支援学校大戸分教室の増築						
	・基礎調査の実施	・校舎等の設計・工事		完成			
	○中央支援学校高等部分教室の整備						
	・基本計画の策定及び学校化に向けた検討	・校舎等の設計・工事 ・学校化に向けた検討結果に基づく取組の推進				校舎完成(R8)(2026)	
	○受入枠拡充に向けた神奈川県との調整						
	・神奈川県との協議の実施	・県立特別支援学校新設に向けた取組の推進				事業推進	
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	継続実施					
	・児童生徒の実態に応じて各校で実施						

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を 実践し、いじめ・不登校の未 然防止等を図ります。また、 プログラムの「効果測定＊」の 活用により、子どもへの理解を 深め、児童生徒指導の充実 を図ります。	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進						
	○各学校における授業の実施 ・年間6時間（標 準）の授業の実施	継続実施					事業推進
	○担当者研修の実施 研修の実施：年2回	・担当者研修の実施					
	○ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・研究協力校でのICT を活用したエクササイズ と効果測定の検証	・各学校でのICTを活 用したエクササイズと効 果測定実施の支援					
	○エクササイズ集を活用した取組の実施 ・GIGA端末に対応し たエクササイズ集の見直 し	・エクササイズ集を活用 した取組の実施					
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対 応とともに、子どもたちの豊か な心を育むため、支援教育 コーディネーターやスクールカ ウンセラー等を配置し、活用を 図ります。また、子どもが置か れている環境の調整を行うス クールソーシャルワーカーを各 区に配置し、関係機関との連 携により児童生徒の抱える課 題の解決を支援します。	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進						
	○支援教育コーディネーターの配置 小学校：全校 中学校：41校	小学校：全校 中学校：全校					事業推進
	○コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 研修の実施：8回	・研修の実施					
	●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実						
	○スクールカウンセラーの配置 ・全中学校・高等学校 への配置	・カウンセラーによる専 門的支援の充実					
	○学校巡回カウンセラーの派遣 ・全小学校、特別支援 学校への要請派遣	・小学校、特別支援学 校への定期派遣の推 進					
●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化							
配置：8名 ・各学校への要請訪問 と巡回型による支援に 向けた検討・試行	配置：11名 ・各学校への要請訪問 と巡回派遣による支援 の充実	配置：12名	配置：13名	配置：14名			
●多様な相談機能の提供							
・24時間電話相談 ・教育相談室の運営 ・不登校児童生徒への ICTを活用した学習保 障	・多様な相談機能によ る相談支援の実施						

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ・市内6か所の運営 ●子どもたちの目線より近い支援・相談のためのメンタルフレンド*の配置・活用 配置：20名 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ○夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・西中原中学校夜間学級の運営 ○入学及び編入相談の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒への支援 ●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 	継続実施 ・メンタルフレンドの配置・活用 継続実施 継続実施 ・端末活用等による児童生徒への支援の充実 ・事例研究・ICT活用の研究 継続実施	・検討結果を踏まえた取組の推進			事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 R2新たに日本語指導初期支援員を配置した児童生徒数：168名 ●特別の教育課程による日本語指導の実施 ○国際教室の設置及び非常勤講師の配置 国際教室設置校数：44校 巡回非常勤講師配置校数：75校 ○国際教室担当者等への研修の実施 研修の実施：4回 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ○通訳機器の配置 ・通訳機器等、ICT機器の活用 ○通訳・翻訳の充実 ・通訳・翻訳支援業務の外部委託 ●円滑な就学に向けた支援 ○就学前の学校説明会「プレスクール*」の開催 開催数：7回 ○就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 ・就学案内及び就学状況の把握 	継続実施 ・日本語指導初期支援員の配置 継続実施 継続実施 継続実施				事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	● 確実な就学援助費の支給による支援 ○ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・ 入学前の学用品費の迅速な支給	継続実施				事業推進
	○ 就学援助システム*を活用した円滑な認定及び支給の実施 ・ システムを活用した迅速な認定及び支給	継続実施				
	● 特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ・ 円滑な支給	継続実施				
	● 就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・ 就学事務の実施	継続実施				
	● 高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 ・ 円滑な支給・貸付	継続実施				

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全・安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたちが自ら事故や災害から身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保します。

また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）」の改正に伴う35人学級の実施や児童生徒の増加への対応を的確に行い、良好な教育環境を確保します。

○ 現状と課題 ○

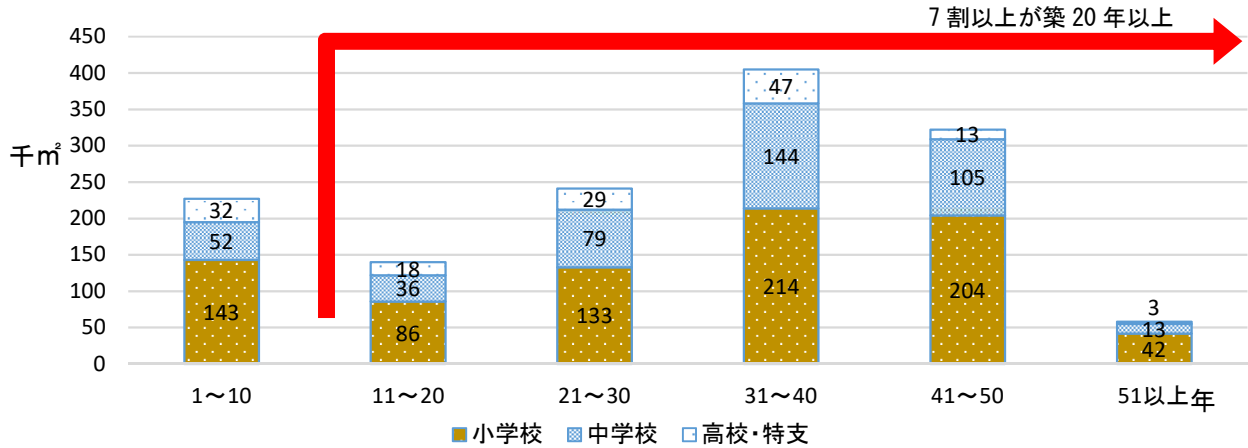
昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害等が各地で起きています。そのような状況の中、子どもたちの自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育を組織的に推進し、さらに、地域社会や家庭との連携をとりながら学校安全の推進を図ることが必要です。

交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、自転車走行中や歩行中の事故が多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の充実を図ることはもとより、子どもが安心して登下校できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

学校施設については、本市が保有する施設全体の約7割が築年数20年以上を経過しており【図表10】、今後も引き続き、「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に予防保全を実施するとともに、再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら、長寿命化を進めていくことが必要です。あわせて、令和3（2021）年4月に改正された国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針*」では、老朽化対策とともに、自然災害や感染症などから児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠であるとされているほか、バリアフリー法*も改正されたところであり、これらに対応した取組が必要となっています。また、「川崎市地域防災計画*」において、学校施設は避難所・地域防災拠点として指定されていることから、防災機能の強化を図っていく必要があります。

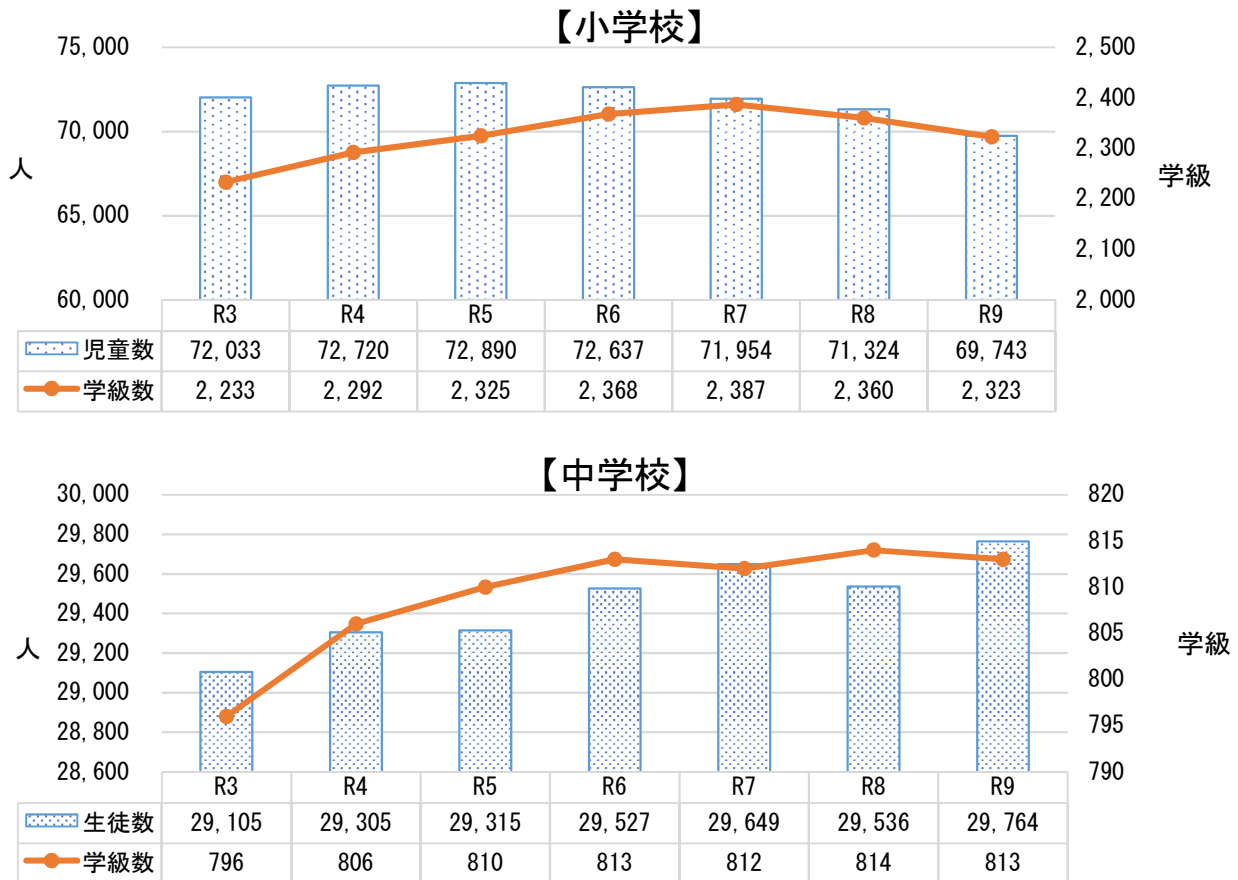
本市では、今後も大規模集合住宅の建設等により児童生徒数の増加が見込まれる【図表 11】地域があるほか、「義務標準法」の改正に伴い小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられることを踏まえ、必要な教室数を確保し、良好な教育環境を維持することが求められています。

図表10 建築後経過年数別保有面積(令和3(2021)年度時点)



資料：川崎市教育委員会調べ

図表 11 児童、生徒数・学級数長期推計



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
トイレ快適化整備校数(小・中・高・特別支援学校)	トイレを快適化した校数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	99校 (R2)	123校 以上	175校 (R4)
エレベータ設置校数の割合(小・中・高・特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.3% (R2)	86.2% 以上	98.3% 以上
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	築年数20年以下(平成25(2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.9% (R2)	50.0% 以上	80.0% 以上
児童生徒の登下校中の事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間平均) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	35.6件 (R2)	25件 以下	23件 以下

施策 1. 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等をおして、子どもたちの防災意識を高めます。

- 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導を推進します。
- 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるほか、関係機関と連携した防犯パトロールの充実を図るための取組を進めるなど、地域と連携しながら子どもの安全を確保する対応を図ります。
- これまで取組を進めてきた地震への対策に加え、毎年各地で発生している大規模な風水害の発生に備える必要性が高まっていることから、学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの配置 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所（R3.12月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実情に応じた適正な配置 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ○通学路安全対策会議の開催 ・会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○危険か所の改善 ・危険か所の改善に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 ○学校防災教育研究推進校の指定 指定校数：7校 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進校の指定 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における防災教育の推進 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				

施策 2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。

また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- 「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- 校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。
- 老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、あわせて直結給水化*を実施することで、子どもたちにより安全でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- 障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和 2（2020）年度末までに 158 校にエレベータ設置が完了しており、引き続き、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化の取組を推進します。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修については、令和 2（2020）年度末までに 99 校で完了しており、令和 4（2022）年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。
- 平成 20（2008）年度及び 21（2009）年度に小・中学校等の普通教室へ一斉に整備した空調設備は、設置から 10 年以上が経過し、劣化の進行が懸念されることから、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」も踏まえながら、複数年にわたる段階的な更新の手法について検討を進めます。
- 東日本大震災の被害状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材*の耐震化など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。



【学校プールの効率的な運用整備について】

子どもたちの泳力向上、水の危険から身を守る運動の習得には、あらゆる児童生徒に対応した専門的かつ効果的な水泳指導が求められている一方で、授業の実施にあたっては、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、子どもたちの安全確保を徹底する必要があるなど、教職員にとって大きな負担となっています。

また、近年では、猛暑や台風、ゲリラ豪雨等により、十分な授業時間を確保できないケースが増えているほか、プール施設の老朽化に伴い、多大な更新費用が生じることが見込まれるなど、さまざまな課題があります。

こうした課題に対応するため、今後、学校プールの新設・更新等のニーズが生じた学校については、原則として、近隣の市民プールや民間プールまたは近接校のプールの活用を検討することとし、民間事業者のきめ細かな専門的指導による子どもたちの泳力向上、プール施設整備費用の削減、教職員の働き方改革などにつながる取組を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
学校施設長期保全計画 推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。</p> </div>	●「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 校舎の工事：17校 校舎の工事：17校 校舎の工事：23校 校舎の工事：28校 → 事業推進 体育館の工事：2校 体育館の工事：4校 体育館の工事：13校 体育館の工事：16校 体育館の工事：16校					
	●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討 → ・方針に基づく設計・工事の推進 →					
学校施設環境改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。</p> </div>	●既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校 完了校数：169校 完了校数：170校 完了校数：171校 完了校数：172校 → 全校完了(予定) R9(2027) ・老朽化したエレベーターの長寿命化に向けた改修の推進 → 事業推進					
	●学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校 全校完了(予定)					
	●普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討 → ・更新方針の検討、調査 → ・更新方針の決定 → ・計画的な空調設備の更新 →					
	●学校施設の防災機能の強化 ○非常用電源としての蓄電池の整備 全校完了 ○非構造部材の耐震化の推進 ・窓ガラス飛散防止フィルム [○] の整備 → ・非構造部材の耐震対策の推進 → ○学校施設の防災機能の適正な維持 ・非常用発電機等の維持管理 → 継続実施 →					
学校施設維持管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。</p> </div>	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施 → 継続実施 → 事業推進					
	●効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査 → 継続実施 →					
	●学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定 → ・方針に基づいた取組の推進 →					

施策 3. 児童生徒数・学級数増加への対応

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、義務標準法の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室*等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の見直し、学校の新設等を計画的に行います。

- ・子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施します。
- ・大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7（2025）年4月の開校をめざし、小学校新設に向けた取組を進めます。



【義務標準法の改正について】

1 趣旨

Society5.0 時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げることとされました。

2 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級*の計画的な整備

令和7（2025）年3月31日までに、学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
学年	小3	小4	小5	小6

※計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応する。

※本市では第1、2学年は35人の学級編制を実施済み

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降	
児童生徒数・学級数増加対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。 </div>	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施		継続実施			事業推進	
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ・大師周辺地区等における通学区域の見直し		・調査の実施と結果を踏まえた通学区域の検討、検討結果に基づく取組の推進				
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・基本設計		・実施設計	・新築工事	・新築工事・完成	・開校	
	●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事（完成） ・井田中 増築工事着工		・井田中 増築工事（完成） ・坂戸小、新作小 南百合丘小 増築工事着工	・坂戸小、新作小、南百合丘小 増築工事（完成） ・宮前平中 増築工事着工	・宮前平中 増築工事（完成） ・児童生徒数の将来推計値に基づく増築等の実施		
			・鷺沼小整備方針の検討と方針に基づく取組の推進				